

#### IV 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域

##### 6 普天間飛行場

###### ①返還区域

- ・ 返還区域は、約481ヘクタール(全面返還)。

###### ②返還条件

- ・ 海兵隊飛行場関連施設等のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 海兵隊の航空部隊・司令部機能及び関連施設のキャンプ・シュワブへの移設。
- ・ 普天間飛行場の能力の代替に関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、必要に応じ、実施。
- ・ 普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善。
- ・ 地元住民の生活の質を損じかねない交通渋滞及び関連する諸問題の発生の回避。
- ・ 隣接する水域の必要な調整の実施。
- ・ 施設の完全な運用上の能力の取得。
- ・ KC-130飛行隊による岩国飛行場の本拠地化。

###### ③返還時期

- ・ 返還条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、2022年度(日本国の平成34会計年度)又はその後に返還可能。  
(次頁の移設手順を参照。)

